

オケージョナル・ペーパー No.110

明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握

2020年6月

法政大学

日本統計研究所

明治4年「一般戸籍の法」における人口の社会動態の把握

森 博美*

はじめに

国勢調査実施以前の明治・大正期、わが国では戸籍という行政目的によって収集された各種情報に基づいて人口統計は作成されてきた。わが国における近代統計の揺籃期にあたる明治初期において、人口規模や出生・死亡、さらには人口移動の統計的把握は、明治4（1871）年に布告され翌5年2月から施行された「府藩県一般戸籍の法（以下、戸籍の法）」（太政官布告第170号）による全人口（臣民一般）を対象とした戸籍登録に基づく届出・報告制度として行われていた。

人口をその規模並びにその時間的推移の総体として捉えた場合、規模は人口の静態面、またその時間的変化要素は人口の動態面を表わす。人口が持つこれら二側面は相互に補完的關係にあり、任意時点における静態人口はそれに先立つ時点における静態人口の水準とその後の純動態変化との和、逆に言えば、静態人口の二時点間の差は、当該期間における動態変化量に一致する。従って、ある時点における静態情報が所与であれば、それにその後の純動態変化を加えることで任意時点における静態人口を得ることができる。ちなみに今日、全国、都道府県、市区町村の月次・年次による推計人口は、5年毎に定期的実施される国勢調査が与える静態人口をベンチマークとして、その後毎月、毎年の動態人口の月次ないし年次変化分を加除することによって作成されている。「戸籍の法」第5則は戸籍表による静態人口把握に関して、「編製は爾後6ケ年目を以て改むへしと雖も其間に出生死亡出入等・・・人員の増減等本書へ加除し毎年11月中戸籍表を改め12月中太政官に差出すへし（加除は生るゝものと入るものを加へ死者と出るものを除く類を云ふ）」〔総理府統計局1976 10頁〕と規定している。このことは、戸籍改を6ケ年目毎（5年周期）に実施⁽¹⁾し、それから得られた戸籍情報をベンチマークとして、それにその後の年々の動態変化分を加除することで各年の人口把握を行うもので、静態と動態の關係に関する限り、静態人口把握が国勢調査に取って代わられてから以降も人口推計方式として今日に至るまで踏襲されている。

このような方法での人口統計の作成に不可欠な人口の動態変化のうち出生、死亡に関する

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

(1) その後明治6年7月8日の太政官布告第242号により、「戸籍の法則中第廿則第廿三則6カ年め戸籍表改の條例追て相違候迄不及施行候事」〔総理府統計局1976 25頁〕とその後の定期的な戸籍改の施行は停止され、明治5年の戸口調査が第1回国勢調査が実施されるまでの間の唯一の静態人口把握調査となった。

る統計情報の収集については、森田優三〔森田 1948〕⁽²⁾が、死産、婚姻及び離婚とともに、明治 31 年内閣訓令第 1 号乙号「人口統計材料統計小票取扱手続」によって内閣統計局が市町村長を通じて動態統計作成に必要な情報（統計原情報）の徴収体制を構築するまでの制度的変遷を人口動態統計前史として紹介している。ただ、そこで取り上げられているのは出生や死亡、それに婚姻や離婚といった人口の自然動態だけであり、もう一つの地域人口の決定要因である地域移動という社会動態の統計的把握については、残念ながら完全に考察の対象外とされている。

明治 31 年に統計情報の収集制度が抜本的に改められる以前、政府はどのような仕組みで移動という人口の社会動態に関する統計情報の徴収を行っていたのかは興味深い。そこで以下では、その検討に向けての第一段の検討作業として、「戸籍の法」の諸規定から当時の戸籍制度がそれをどのように捉えていたのかについて考察してみたい。

1. 「戸籍の法」における移動管理

戸籍は、性、年齢といった自然属性、続柄や配偶関係といった家族属性、さらには職業という社会属性とともに国民一人一人を本貫（本籍地）という場所情報に紐づけるものである。ただ現実には多くの者が様々な事由で移動を行った結果として当初の造籍地とは異なる住地において居住する場合がある。

人々の移動には居住地の変更を伴う移動、旅行や出張といった一時的移動、通勤・通学や買物等の日単位での往復移動など様々な次元の移動が考えられる。このうち「戸籍の法」では、居住地の変更を伴う移動として①転籍（本貫の変更を伴う移動）と②寄留（本貫の変更を伴わない移動）を、また居住地の変更を伴わない③旅行や出張等の移動という 3 種類の移動類型について、それぞれ移動事由の生起に伴う届出・報告徴収の仕組みを規定している。

（1）転籍移動

挙家により他の管轄地に住地を移す者については法第 8 則が、移動理由を「本貫管轄庁」に願い出て発行を受けた「送り」を移動先の管轄庁に届け出ることによって入籍手続きを行うよう規定している。なお、移動者の旧在住地への復帰移動にあたっては、旧本貫の管轄庁に対して同様の手続きを行うことが求められている。また第 8 則の但書には、戸口調査の実施以前に本貫からすでに移動していた官員等の場合、官省が該当者の氏名をそれまでの住地（移動元）の管轄庁に告知した結果を「證」として新たな住地（移動先）において創籍（籍を収む）するとともに、その旨を官省から本貫管轄庁に通知することで旧住地の管轄庁において除籍が行われる。なお、戸口調査実施時以後に移動した官員等については、第 8 則に準拠した処理が行われる。また、本貫における籍の保持を希望する者については、後述するように寄留人として扱われる。

⁽²⁾ なお、この人口動態統計前史資料の「まえがき」で森田は、関係資料の収集・整理に尽力した高津英雄に謝意を表している。

転籍による移動の場合の転出手続き並びに転出証（證）の発行を規定しているのが第 9 則である。転出者の戸籍の移動元の管轄庁からの送籍にあたっては転出者本人が移動元の組合並びに戸長に転出理由を記した書面を届け出たものに戸長と副戸長が署名、連印を行った上で移動元の管轄庁へ提出する。同庁ではそれに証印を行った上で届出者に交付する。なお、同則には但書として、管轄庁の所轄区域が広域にわたる場合、申請者の利便のためにこの業務をその地域事務所である支配所において処理することができる旨が規定されている。

第 10 則は転籍を伴う移動の場合の転入者の転籍手続を定めたものである。それによれば、あらたな住地に転籍により移動する場合、移動者は移動元の管轄所が交付した證を移動先の戸長に持参し確認を受けることで入籍手続は行われる。またその際に戸長は、その證と転入理由を記した文書を入籍地を所管する管轄所に提出しなければならない。

「戸籍の法」はまた、管轄庁の所管域内での移籍手続についても規定している。すなわち、第 11 則は管轄地域内における区（区の設定については後述）間での戸籍地変更を伴う移動について、基本的に上述した第 8~10 則に準拠して行うとしている。この場合の移動が管轄地域内移動であることから、送籍は移動元区の戸長が移動先区の戸長に対して行い、移動先区の戸長からの届け出を受理した管轄庁は移動元区の戸籍を削除するとともに移動先区の戸籍への入籍処理を行う。

（2）寄留移動

家族の一部が戸籍を本貫に置いたままの状態でも移動する場合及び寄留人として一時居住する者に対して「戸籍の法」はそれを初めて「寄留」としてその把握を制度化することとなった〔森 2014 239 頁〕。同法の第 12 則はその手続きを次のように規定している。すなわち、当事者は本貫の管轄庁が発行した氏名、住所、職分を記載した鑑札を寄留先の戸長に持参し戸長の証印を受けた「名前書」〔資料 1〕第 3 号寄留人届書式〕とともに寄留先管轄庁に提出することで同庁が発行した鑑札の交付を受ける。また、寄留地からの帰国に際しては同様の手続きにより寄留先において所持する鑑札を管轄庁に提出し、引き換えに寄留開始時に提出済の鑑札を受け取り帰国する。なお、この条文は官員や兵隊等による寄留移動の手続きについても規定しており、提出する名前書には官員は当人、兵隊は隊長、それ以外の者の場合には戸主・傭主・請人等による捺印を求めている。また、転籍移動の場合と同様に寄留移動に際しての鑑札の授受についても、管轄庁の所管地域が広域にわたる場合には支配所でもその交換業務が行えるように、鑑札は支配所においても整備しておく必要があると指示している。

第 13 則は、修行や奉公を目的とした寄留人、それに挙家による移動者であっても官員でしかも寄留人としての扱いを希望する者の場合には、その手続きについて上述した第 12 則が適用される旨を規定したものである。なお、この条文には戸籍の法が施行される以前から寄留する者を対象とした法適用の移行措置が但書として記載されている。すなわち、修行や奉公、その他業務ですでに寄留状態にある者に対しては、本貫の管轄庁から鑑札の発行を受け第 12 則に基づく手続きを行うことが求められている。なお、本貫管轄庁から鑑札を取り寄せるのが困難な者については、寄留先の管轄庁から戸主・傭人・請人等による

捺印を得た證書を提出してもらい、当該管轄庁から本貫における管轄庁に対して鑑札の送付依頼を行うことで第 12 則との整合性を図っている。

第 24 則と第 25 則は、寄留人に関する情報の報告方法等を規定したものである。このうち第 24 則は寄留届書の管理や寄留に関する統計表式の作成等を規定したもので、寄留届書は寄留先の管轄庁あるいはその支配所において記録した上で寄留に係る出入人数の増減を 2 ヶ月毎に検査し、その結果を本稿末に【資料 2】として掲げた様式第 7 号「府藩県寄留表」に記載し毎年 12 月に太政官に提出するよう求めている。なお、一般の藩県については「寄留表」の提出は年 1 回の年報となっているが、東京、大阪、京都の 3 都府については特に「人民輻湊の地」であることから、第 25 則が検査結果を隔月で太政官へ報告するよう義務づけている。

(3) 旅行者等の短期移動者の管理

「戸籍の法」は、転籍を伴う移動や寄留による移動だけでなく旅行や出張といった居住地の変更を伴わない短期移動についてもその管理制度を定めている。この種の移動者である官員や一般国民に対してはまず第 14 則が、官員の場合は官省発行の、その他一般の臣民については管轄庁が交付する氏名、住所、職分を記載した鑑札の携行を義務づけている。なお、寄留人がこの種の移動を行う場合には旅行者は、第 12 則に従って寄留先の管轄庁から発行された鑑札の携行を求められている。また、鑑札の記載内容に変更が生じた場合にはその情報を更新し再発行を受けることが求められている。この鑑札は宿泊の際の宿泊者の身分証明としての役割を持ち、第 15 則が宿帳への記入に当たっての鑑札の記載内容との確認を宿泊施設（駅通・旅宿）に義務づけている。

第 16 則は駅通・旅宿が作成する宿帳の戸長等による確認等を規定したものである。この規定によって、駅通宿泊者の宿帳は駅通掛が、また一般の旅宿が作成した宿帳は戸長がそれぞれ 7 日毎に点検を受ける。この他にも逗留期間が 3 日以上に及ぶ者については、旅籠屋以外での滞在者についても第 16 則が戸長への報告の提出を求めている。なお、滞在期間が 90 日を超える旅行者は、第 12 則の規定に従って寄留人として取り扱われる。また第 16 則は、旅行者に病気等の異常事態が発生した場合についても、その速やかな届け出義務を規定している。さらに第 16 則の但書は、「戸籍の法」の制定当初 5 年毎に実施するとしていた戸籍改めの際には、旅行者の戸籍情報をその者が持つ鑑札の記載内容に従って検査を行うとしている。

第 17 則は、官員が出張する際の届出義務を定めたものである。この条文は官員に対して、他地域に出張により移動するにあたっての離任並びに帰任の所管地域の管轄庁への届け出とともに、出張先地域においても管轄庁への届け出を求めている。なお、その但書では、出張先が管轄庁から遠隔地である場合並びに急務による出張についてはその届け出の免除が規定されている。

第 18 則は、僧尼等の移動の際の戸籍制度上の取り扱いを規定したものである。聖職者の身分については師僧がその者の氏名、年齢、本貫地を保証し、所定の手続きを経て太政

官が交付する度牒^③によって行われる。その者が本来の任務地を離れ他寺に転任する場合には送籍が行われ、また行脚により他地に滞在する者については、寄留人の手続きを規定した第 12 則に従い鑑札の引き換えを求めている。

さいごに第 19 則は、鑑札を持って出奔した者が死亡あるいは刑に処せられた結果帰国がかなわなかった場合の処理手続きを定めたものである。この種の事由が生じた場合には、当該地の官司から鑑札に記載されたその者の本貫の管轄庁にその理由と共に鑑札の返還が行われる。

2. 「戸籍の法」における移動情報の収集体制

江戸期における人口の把握は「族屬」別に行われ、住地との関係も明瞭さを欠くものであった。そのため人口総体を網羅した登録簿情報は存在せず、既存の登録に遺漏があったとしてもそれを突き止め、解消へと結びつける制度上の術はなかった。これまでの慣行に対する反省に立ち「戸籍の法」第 1 則は、人口の総体としての正確な把握を行うための新たな検査の枠組み導入の前提の一つである地域網羅性とそれを実効あるものとするための検査業務要員を次のように規定している。すなわちこの条文は、「臣民一般」をその「住居の地」において捉えることで網羅性と非重複の排除を実現するために「各地方土地の便宜に随ひ予め区画を定め」とともに、戸籍の検査要員として「戸長並に副を置き長並に副を」を各区に配置し、「区内戸数人員生死出入等を詳にする事を掌らしむ」としている。

(1) 戸籍業務要員

戸籍業務に従事する要員については第 2 則と第 6 則がそれを規定している。

このうち第 2 則は戸長及び副戸長の配置について規定したもので、「時宜により長副数名あるも妨げなしとす」と設定した区の実情によっては複数要員の配置も許容している。また、従来は庄屋・名主・年寄・触頭が戸長の任にあるとされてきたが、第 2 則の但書はその任用についても必ずしも従来の慣行にとられることなく、これら以外の者の任命も排除しないとしている。

一方、第 6 則は管轄庁における戸籍業務専任要員の配置並びに戸籍業務に従事する者の責任を規定したものである。前者については管轄庁における戸籍専任要員として吏員を配置するとしており、戸籍業務の処理において万一「遺漏粗略」が生じた場合には「吏員並戸長（大社・大寺においては執事）」がその責任を負うとしている。

(2) 境域としての区の設定による把握の網羅性の担保

創籍調査における把握漏れあるいは重複把握の排除に資するものとしての区域の設定方法等については、第 3 則と第 7 則がそれらを規定している。「戸籍の法」は人々の把握の正確性を期するためにそれを属地的に行う点を特徴としており、把握の対象地域全体を排反な地域単位に区分する「区」が導入されている。第 3 則は、このような人々の把握のた

^③ 国が僧尼に対して聖職者であることを認定し交付した文書

めの地域単位としての区の設定方法を規定したものである。それは4～5丁(町)あるいは7～8村を区設定の標準とするものの、人口規模に応じて1～2から数十に及ぶものも許容している。なお、地域の区割りについては従前の「武家地屋敷地」にも同様に適用される。もっとも、地域によっては区の設定が容易でないケースも存在しうることから、そのような場合には便宜的に一村一丁(町)を地域単位としての区とみなすことも許容しており、また官学校、兵隊屯所、大社、大寺を区として宮司の吏員や社寺の執事等に戸長の業務を担わせるのも許容している。

一方、第7則は、区内における把握漏れや把握の重複を排除するための方策として国民並びに住家や店舗への附番の方法を規定したものである。それによれば附番は個人及び屋舗について区毎に行われる。個人については官私を区別することなく一連番号が付与され、また屋舗の住所の配列は附番された屋舗番号に従うものとされている。なお、第7則ではその但書が附番済の屋舗にその後空家(亡所)や建物の分割・統合が生じた場合の処理方法について規定しており、このような場合には当面そのことを戸籍簿に記載することとどめ、次回の戸籍改の際に附番から改めて見直すとしている。

(3) 戸籍業務による収集情報の報告系統

第4則と第5則は、戸長や管轄庁が戸籍管理業務を遂行する過程で収集した各種情報の処理方法を規定したものである。まず第4則によれば、区内の戸籍情報を所定の書式に従って収集した戸長は、清書2通を作成するとともに、戸籍並びに職分に関して表式によって求められている区分のそれぞれの集計値を第1号「区内戸籍表式」及び第2号「区内職分表式」に記載した区戸籍表と区職分表を作成しなければならない。そしてその集約結果については戸長が保管するとともに、戸長は2通の清書とともに区戸籍表と区職分表を地域を管轄する管轄庁に提出する。なお、管轄庁の所管地域が広域にわたる場合に出張所として設けられた支配所に提出され、同所を経由して管轄庁へと上申される。さらに管轄庁では各区から提出された「区内戸籍表式」と「区内職分表式」の記載情報に基づき管内総計を算出し、その結果を第5号「府藩県戸籍表」と第6号「府藩県職分表」とに記載する。戸長が作成提出した戸籍清書のうち1通は管轄庁が保管しもう1通には庁印を押印の上で「戸籍表」「職分表」とともに6カ年目に太政官に提出されることになっている。

第5則は、出生・死去・出入といった動態事項の生起に係る届出義務並びに戸長や管轄庁の上部組織への報告義務を規定したものである。これら動態事項に関して「戸籍の法」は当事者等に対してその生起の都度戸長への届出を求め、また戸長には直接ないしは支配所を経てその管轄庁への提出を義務づけている。これらの動態情報を受理した管轄庁では、毎年11月にそれに伴う人員の増減分を加除することで府藩県戸籍表の更新を行い、その結果を12月中に太政官に提出するものとされている。

3. 戸籍検査の実施方法

(1) 戸籍検査の実施期間

戸籍改を行う際に実施する戸籍検査での遺漏、重複の排除は戸籍の正確さを期す上での

不可欠の要件である。その点を考慮して戸籍検査の実施について全国統一の検査実施期間並びにその間の戸籍業務を規定したものが第 21 則と第 22 則である。

転籍を伴う人口の地域間移動について、戸籍簿に基づく人口把握のための戸籍検査の実施時期が地域によって異なる場合、把握漏れや重複把握がしばしば発生しうる。そこで、定期的に実施される戸籍検査の精度担保の方策として「戸籍の法」で制度化されているのが戸籍検査の全国東一実施と検査実施期間中の登録処理事務の一時凍結である。このうち前者については第 21 則が、2 月 1 日から 5 月 15 日までの約 100 日間を全版図における統一的な戸籍検査の実施期間として設定している。一方、後者については、検査実施期間中の検査実施に係る業務負担軽減さらには何よりも転籍に伴う戸籍更新が戸籍検査の攪乱要因となるのを回避することを目的として第 22 則が実施期間中における戸籍の出入りの一時凍結するとともに該当者の送籍・入籍事務は 5 月 16 日以降に行うとしている。この規定にもかかわらず止むを得ず他地への移転が発生した場合、その者についての戸籍検査は元住所地の管轄庁にて実施されるが、当該者の送籍・入籍に際してはその発生日と理由とを戸籍簿に明記するよう求めている。

第 2 節（3）でも見たように、第 4 則は戸長による戸籍情報の収集並びに得られた情報の上申手続きを記したものであった。戸籍改めの結果についても第 23 則が、第 4 則と同様の報告系統に従って 6 月中に取りまとめを行った上で 7 月中に太政官への提出を求めている。

（2）戸籍検査の実施方法

第 20 則は、制定当初の「戸籍の法」が定めていた 6 ケ年目に戸籍改めとして実施する戸籍検査の具体的な方法を規定したものである。それは戸長並びに副戸長が区内の各戸が第 4 号「戸籍書式」によって提出した戸籍と当該住家における人員の照合によって行われる。なお、寄留人に関する戸籍検査は、届出済の名前書の人数並びに鑑札の記載内容との照合によって行われる。また区内において修行あるいは奉公人として他家に居住する者については、戸籍検査の実施当日は帰宅して対応するものとされているが、理由あって帰宅できない者の場合には既存文書をもって本人確認に替えることも容認している。なお、同法に基づく規則の第 2 条は、脱籍者の原籍復帰や造籍に関して次のように規定している。すなわち、「脱籍の者稼方の為め一時帰国を不望ものは其本庁へ掛合原籍へ復し候上其儘入稼人と致し夫迄居付候地は差置候儀は不苦又其者居付候地へ入籍致し度望の者は同様掛合の上人別の送渡を致し本人望の地へ新に入籍せしめ一戸の新籍を立て候とも又は親族等の厄介と相成候とも都合次第可取計事」〔総理府統計局 1976 19 頁〕と。

むすび

人口は静態と動態の 2 面を持ち、両者はそれを時間軸の中で捉えた場合相互補完的關係にある。すなわち、時点を異にする静態調査の差分値は、原理的には両時点の間の動態変化量に相当する。逆に言えば、比較時点における人口規模は、基準時点からの時間の経過の中で生じた人口の動態面での純変化量を基準時人口に加算することで得られる。

周知のようにわが国では近代人口センサスの開始時期は他の主要諸国よりも大きく遅れ、それが第1回国勢調査として実現したのは大正9(1920)年になってからのことである。国勢調査実施以前の時期においてもその時々々の政府は行政遂行上人口に関する情報を必要としてきたが、明治から大正期にかけての全国を対象地域とした静態調査としては「戸籍の法」を根拠法規として実施された明治5(1873)年の戸口調査が唯一のものである。制定当時の同法第5則に「爾後六ヶ年目を以て改む」と規定されていたにもかかわらず、その後戸籍改のための調査(戸籍検査)は二度と実行されることはなかった。その結果、第1回国勢調査が全版図を対象とした静態人口を与えるまでの間は、戸口調査が与える静態人口に「戸籍の法」を根拠法規として収集される年々の動態情報を加除することによって得られる推計人口が公式の政府統計による人口とされてきた。

ところで、出生、死亡という自然動態だけでなく地域間移動といった社会動態もまた地域の人口規模とその変化要因となりうる。「戸籍の法」の施行によって人口の地域間移動に関しても同法を根拠にそれを統計的に把握する仕組みが制度化される。そこで本稿では人口の移動面に焦点を当てることで、全体で33の条文からなる同法がそれをどのように捕捉しているかを各条文の規定内容に即して考察してきた。今回の考察から明らかとなったいくつかの点について、「戸籍の法」における移動把握に見られる特徴的事項を以下に述べることでむすびとしたい。

移動事象は、出生や死亡といった自然動態と同様にその情報特性として、時を選ぶことなく任意時点において生起するものである。従ってそれに係る個々の生起事象に関する統計原情報の獲得は、一般に統計調査によってではなく当事者等からの届出の行政機関に常置された窓口での受理という形で行われる。受理機関による集約結果は行政組織内の報告系統に従って定期的に上申され、最終的に移動統計が編成される。今回取り上げた「戸籍の法」の各条文が移動情報の網羅的把握のための区域等の設定や戸籍業務従事者の任命といった制度的枠組みだけでなく、同法を根拠に遂行される戸籍管理業務の一環として、人口移動に関して転籍、寄留、旅行等の短期移動という3つのカテゴリーについて、その管理手続あるいは行政内部での収集情報の取り扱いを具体的に規定している点については本文ですでに考察した通りである。それからは、戸籍管理制度に基づく移動情報の把握に関するいくつかの特徴的な点を明らかになった。

その1は、「戸籍の法」が上記の3つのカテゴリーに該当するそれぞれの移動行為に対して、移動行為者並びに行政機関の双方にそれぞれ届け出とその受理後の処理を規定していることである。それは①転籍を伴う移動、②寄留による移動、それに③転籍、寄留以外の旅行等の移動について戸籍管理制度上の取り扱いを異にし、それは行政事務の遂行過程で獲得した移動情報の統計面での取り扱いの違いにも反映されている。上記3カテゴリーのうち①と②については、移動行為者からの届け出を受理した管轄庁等の行政機関ではそれを地域別に集計し、道府県の所管部局での集約を経て上部機関である太政官へと上申され、最終的に来住・往住、出寄留・入寄留統計となる。当時の政府にとっては、「戸籍の法」を根拠に構築された届出の授受並びにその結果の行政組織内部の報告系統の仕組みが、来住・往住、出寄留・入寄留という人口の動態面のうちの社会移動に関する唯一の統計原情報の獲得手段であった。

特徴の第2は、移動の中でも特に③に類別される旅行等の移動に関する法的取扱いをめぐめるものである。滞在期間が90日未満の旅行や出張等の移動について「戸籍の法」は、移動元と移動先の管轄庁に対して、①による戸籍の移動あるいは②による寄留鑑札の交付に伴う本貫地への文書通知といった事務処理手続きは設けていない。ただし同法は、旅行者・出張者等を滞在者として受け入れる駅通・旅館に対して、宿帳作成に際して旅行者に携帯が義務づけられた鑑札との記載内容の照合による移動者の本人確認を求め、さらには宿帳の管轄庁への定期的提出を義務づけている。

第3の特徴は、「戸籍の法」が一般国民とは別に官吏及び神官・僧尼の移動に関して特別な規定を設け、別枠で移動実態の把握を行っている点である。このうち後者の神官・僧尼の移動把握に関しては、「戸籍の法」がそれまで社寺籍法の適用対象として制度上別枠とされていた者も含めて全国統一の戸籍制度へと組み込む〔新見 1959〕という側面も持つこと、また制度としては近代的性格を帯びつつも近世以来の宗門人別改帳の伝統を継承〔森 2014 231 頁〕していたことで、それが条文の形で明記されたものとも考えられる。その一方で同法が官吏の移動の取り扱いを一般国民におけるそれと区別している理由については現時点では明らかでない。

さいごに、上述した第2の特徴とも部分的に関連するが、第16則は③として類別される短期移動者について、旅籠屋以外での滞在者に関する逗留期間が3日以上となる者の場合には戸長への届け出を求めている。短期滞在者についての届け出を受理した側でのその後の情報の取り扱いの処置についての規定は「戸籍の法」には特段設けられてはいない。しかし、同法による戸籍管理の対象が①や②に該当する移動者だけでなくこのような短期移動者にも及んでいるという点で、「戸籍の法」それ自体の性格を物語るものとして興味深い。

以上見てきたように、①と②に該当する移動について「戸籍の法」は、本貫(本籍地)と移動先の所轄庁の双方が転籍者あるいは寄留人として戸籍簿にリンクさせた形で行政として把握するだけでなく、移動者の規模についても来住・往住統計、出寄留・入寄留統計としてその計数把握を行う制度上の仕組みを作り上げている。また、必ずしも戸籍情報と連動しているわけではないが、上述した第2と第4の特徴からもわかるように、「戸籍の法」は①転籍や②寄留には類別されないカテゴリー③に属する旅行等の90日未満の短期移動者についても、定期的な宿帳の提出を求めるなど宿泊施設等の側に移動者情報の報告義務を課すことで移動者の把握を行うこととしている。

このような「戸籍の法」における移動者の把握に関する一連の規定、特にそれが転籍や寄留といった戸籍管理に直結する移動だけでなく、短期滞在者についてもその移動情報を行政が把握するという包括的な仕組みとして制度設計が行われている点には、同法成立の特殊歴史的・政治的背景をあわせ考えればきわめて興味深いものを覚える。

「戸籍の法」はその前文において戸籍整備の趣旨を、「全国民の保護は大政の本務なること素より云ふを待たず然るに其保護すへき人民を詳にせず何を以て其保護すへきことを施すを得んや是れ政府戸籍を詳にせざるへからざる儀なり」と記している。このことを額面通りに解釈すれば、政策対象者の範囲を明確にすることが地方も含めた政府による諸政策の実施の前提となることを戸籍制度導入の根拠として宣言したものであるということになる。た

だ、上述したように、同法は人の移動に関して、本籍地の変更（転籍）、本籍地との紐づけ（寄留）といった戸籍制度上での対応だけでなく、これらに含まれない旅行等の居住地の変更を伴わない短期移動についても移動の実態を行政が把握する一連の仕組みを条文として規定している。このことは、同法が戸籍登録の制度化にあたって、前文に記された行政目的以外にいわば隠された制度導入の目的が存在しうることを窺わせるものである。ちなみに鮫島龍行は、前文の「全国総体の戸籍の法を定め」という個所に言及し、「戸籍の法」を法的根拠とした戸籍編成の目的について、「華士族・神官・僧尼・農工商庶民の戸籍を統一するという意味であって、旧幕時代に人別帳から除外されていた人民はもちろん、明治初年に地域によって行われていた社寺籍法・土籍法を全国一本の戸籍に統合することを表明」〔相原・鮫島 1971 30 頁〕したものであり、「学制・徴兵制度・税制・郵便制度など新制度の創設移植のための基礎条件」〔同 28 頁〕という歴史的役割を持つと評している。その一方で彼は同法の制定そのものを当時の社会情勢の文脈の中で捉え、このようないわば表向き以外の目的他に、明治 2 年に行政官が布告や御沙汰等の形で発した一連の文書⁴⁾を根拠に「脱籍浮浪人を取締まるという治安対策上の必要」〔同 29 頁〕があったと評している。

鮫島の「戸籍の法」に対するこのような評価は、脚注にも記したように同法の制定以前に政府から出された布告等の内容をその主たる根拠としたものであり、それがこの法律の各条文に具体的にどのように反映されているかについては必ずしも十分に検討されているわけではない。本稿では社会移動という動態事象に関して、行政がそれをどのように把握する仕組みとなっているのかを各条文の規定内容に基づいて検討してきた。その結果、転籍や寄留という戸籍制度に直結した移動だけでなく短期滞在移動についても行政的にその把握の仕組みが作りこまれている点が明らかにされた。ちなみに同法の運用細則である「規則」の第 7 条には、「士族平民其外共脱走の者有之候節は早速其筋へ届出其親族組合等にて精々探索致し 6 ヶ月毎に模様申立 36 ヶ月を過尋得不申候は、永尋申付除籍致候儀は不相成候事」〔総理府統計局 1976 20 頁〕と規定されている。このことは、鮫島が論拠としているような下記脚注に掲げた一連の布告や御沙汰等に表明された「御政体ニ差障り」ある事態という当時の明治新政府側の問題関心〔相原・鮫島 1971 29 頁〕だけでなく、同法や規則の条文それ自体の中にも「治安対策上の必要」が表明されていることを示している。

ところで、「戸籍の法」が規定している移動事由に係る届け出や行政手続等に関しては義務的行為とされてはいるもののその不履行等に対しての罰則規定は設けられていない。行

⁴⁾「浮浪人の儀に付ては昨年来毎々被 仰出の旨も有之候処今以行届兼都下往々脱籍無産の輩有之趣相聞実以不相濟事に候就ては今般戸籍改正右等の徒御取締相成候に付在東京の公卿諸候を初徴士大夫士行政官支配附より府下の社寺士民文武其外諸塾に至る迄無籍の者差置候儀一切不相成候事」(明治 2 年 3 月 8 日行政官布告第 261 号)、「脱籍浮浪人之儀に付昨年来毎々被 仰出も有之候処今以処々流寓罷候趣畢竟本国復籍之途不相開各所戸籍人別取調不行届等に依ることにて生民各其所を得候様との篤き御主意も不相立随て窮迫之余り遂には御政体に差障り候儀にも可立到甚以不相濟事に候依て今般左之廉々被仰出候間府藩県始諸采地中急々脱籍之者悉く本地へ引戻し候様其主宰より可取計候自然復籍等閑に致置此後流寓不所業の輩於有之ては総て本地主宰の越度たる事に其科より屹度咎方可被 仰付候事」(明治 2 年 4 月 15 日行政官御沙汰大 358 号)、「脱籍無産の輩復籍の御規則昨午年 9 月被相定候処別紙の通更に被仰出候條各地方官に於て右御規則に随ひ送受方可取計候」(明治 4 年行政官布告第 203 号)〔総務省統計局 1976 7 頁〕

政機関の業務としての規定事項については、それが行政そのものの本来業務とされることからその不履行は考え難い。他方で仮に「戸籍の法」が国民に対して報告すべき事由の生起に伴う届け出を義務づけている場合にも、その届出行為の不履行によって特段の不利益を被ることがない場合、罰則なしの義務規定は単なる協力要請の域を出ない。その意味では「戸籍の法」による移動に関する報告徴収制度そのものとその実効性とを同一次元で論じることはできない。実際、「戸籍の法」についてはその後何度か法改正による制度変更が行われている。その中には同法によって導入された制度の実効性を評価する上での示唆な改正も含まれている。この点に関しては稿を改めてろんじることにはしたい。

〔文献〕

相原茂・鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房

総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第2巻人口(上)

新見吉治(1959)『壬申戸籍成立に関する研究』日本学術振興会

森謙二(2014)「近代の戸籍の展開」『茨城キリスト教大学紀要』第48号

森田優三(1948)「我國人口動態統計前史資料」『インフレーション・統計発達史』所収 第一出版

【資料1】 第3号寄留人届書式

	某	府 藩 県	官名 族籍		
自干支月何々ニ付寄留				何之 父 母 妻 幾男幾女 家令 従者 婢	誰 誰 誰 誰 誰 誰 誰
合	男 何人 女 何人				
		某住所		何之誰	印
	某	府 藩 県	管轄		
自干支月何々ニ付寄留				某国郡某村丁 何職業 何之誰	
	右	戸主 請人 傭主			
自干支月寄留				某住所 何之誰 某藩兵隊 隊長 何之誰 兵士 何之誰 何之誰 従者 何之誰 役夫 何之誰 隊長 何之誰	印
合何人					

[注]原書式は縦書き

[出所]総理府統計局1976 13-14頁

【資料2】第7号「府藩県寄留表」

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	区 官 員	
												女	男
												兵 隊	
												華 族	
												女	男
												士 族	
												女	男
												卒	
												女	男
												祠 官	
												女	男
												僧 侶	
												女	男
												農	
												女	男
												工	
												女	男
												商	
												女	男
												雑 業	
												女	男
												修 行人	
												女	男
												奉 公人	
												女	男
												出 生	
												女	男
												計	
												死 亡	
												女	男

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定: 東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史(1)—	2020.05
109	甲斐国人員運動調について —わが国における人口動態統計前史(2)—	2020.06

オケージョナル・ペーパー No.110

2020年6月15日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 菅 幹雄